

## ニヤ遺跡出土のカローシュティ文書とその出土遺構との関係 —— N. XXIV 出土「証文文書」の和訳 ——

八木春樹

### はじめに

現在、各国の研究機関などに所蔵・管理されているカローシュティ文書は、20世紀初頭の探検家 A. Stein などにより、主として、西域南道上に位置するニヤ遺跡から発見されたものである。それらの大半が、E. J. Rapson らによるローマナイズ・テキストとして発表され [Kh. I. I; Kh. I. II; Kh. I. III], T. Burrow により言語研究が行われ [L. Kh. D.], さらに文書の英訳も刊行されていることは周知の事実である [T. Kh. D.]。発見当初より、これらの文書は3-4世紀南道上の諸オアシスを支配下に治めていた鄯善国のもとで作成されたものと考えられており、広範な地域を支配したこの国の政治・経済などの実態を解明するために利用されてきた<sup>1)</sup>。さらに、近年では、1988年より実施された日中共同学術調査が契機となり、これらの文書は、南道上の一オアシス、すなわちニヤ遺跡の社会構造などの実態を明らかにするために着目されている<sup>2)</sup>。

これらの文書は、本来、遺物として、ニヤ遺跡に点在する各遺構（建物址）内から発見されたものである。では、これらの文書が遺構内に残存していたことには理由があったのであろうか。その点については、先行研究においてなお明らかにされていない。そのため筆者は、今後、各遺構内から発見されている文書を網羅的に取り扱い、この残された問題点、つまり文書と遺構との関係を少しずつ明らかにしていきたいと考えている。

本小論では、そのような網羅的な検討を行うための前提作業として、N. XXIV<sup>3)</sup> という遺

1) カローシュティ文書を利用した鄯善国史研究としては、Brough や Thomas, さらに榎や長澤、山本などの研究が挙げられる。それらの研究論文については、本小論の参考文献を見よ。

2) カローシュティ文書を利用したニヤ遺跡研究としては、蓮池 1999b; 孟 1999 が重要であり、この種の研究においてはまず、参考とすべきものと言える。

3) N. XXIV という遺構番号は、1906年に Stein がその調査時に付した。この遺構の大きさは縦横約 25 m であり、部屋数は 9 以上であったと報告されている。詳しくは Ser: 225-234 を見よ。また、1992年の日中共同学術調査時には、新たに 92 A 9 という番号が付されている [真田・高橋

構から出土している「証文文書」25点を取り上げて考察する。これらの25点の文書は、地面の下にまとまった状態で残存していた<sup>4)</sup>。しかし、遺構内に残存していた文書は、通常、地表面に散在しているものが殆どであった。この残存状況から考えると、これらの25点の文書は何らかの理由があって遺構内にそのような状態で残存していた可能性が高いと言えるのではなかろうか。つまり、これらの25点の文書は、文書と遺構との関係を解明するための有力な材料となしうる可能性が高いと思われるのである。そこで以下に、N. XXIV 出土「証文文書」25点を和訳して紹介し、その和訳に基づいて、これらの文書が遺構内の地面の下に残存していたことには理由があったのかどうかを明らかにしたい。

N. XXIV 出土の「証文文書」については Burrow による英訳が既に存在している。ただし、和訳があるのは、後に注記していくように、山本や赤松などによる数点の文書のみである。したがって、今回の網羅的な和訳は、資料紹介としての面でも意味があると考えられる。

なお、訳文の提示については、地名を記載した文書を網羅的に訳出している赤松 2001a を参考にしている。ただし、「証文文書」の場合には、王名と年月日が明記されているために、文書はその年代順に列挙しておく。また、訳出に当たっては、[ ] に文意が通じるよう補足文言を、( ) には代名詞などの説明文言を加えておく<sup>5)</sup>。

## I アンクヴァガ王期作成文書

これから紹介していく「証文文書」は本来、売買や訴訟に関する取り決めに記録したものである。さらに、これらの文書の内容面（下板・表面、さらに上蓋・裏面、書き切れない場合には下板・裏面へと続く）には、表書き（上蓋・表面）の人物に対して、何らかの財産が授受されたと思われる文言も確認できる。ここでは、その点に特に注目していくことにより、文書が遺構内の地面の下に残存していたことには理由があったのかどうかを明らかにできると考える。そこで、以下に文書を翻訳していく際に、表書きの人物には傍線を、さらに、財産の授受に関する文言が明確に見える場合にはその個所に波線を引いておく。

↙ 1996: 92, 127-129; 真田 1999: 28-29]。

4) 地面の下に残存していた文書については、他に2点、「王命文書」と「公務文書」も発見されているが、これらの文書については今後、さらに文書を網羅的に扱った際に行いたい。

5) また、翻訳作業に当たっては、Rapson らが既に発表していたカローシュティ-文字のローマ字転写を精査することも必要であろう。しかし、今回、取り扱う文書は、写真が公開されている大英図書館所蔵のものではなく、殆どが未公開のままであるニューデリー国立博物館所蔵のものである。それゆえに、ここではほぼ Rapson らのローマ字転写に拠っている。ただし、Kh. I. I; Kh. I. II; Kh. I. III に写真が掲載されている文書については可能な限り、それらを参照した。また、Rapson らによる転写法が後代の研究者によって訂正されているものもあり、それらの成果は Glass 2000 で整理されている。

【文書 A】 No. 581: 葡萄園売買文書 (N. xxiv. viii. 84. 矩形木簡上下二枚. Plate X. Ser. I, p. 261.)

[上蓋・表面]

(1) この手書き書簡<sup>6)</sup>は、ダマジャ Dhamaja 所有の葡萄園 (2) の件。書記のラムショーツァ Ramṣotsa によって注意深く (3) 保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 6番目の年、大王の中の大王、超越して、勝利者であり、徳篤く、正しき法<sup>7)</sup>を实践したる、偉大なる大 (2) 王、アंकヴァガ Amkvaḡa 天子の治世、4番目の月、14番目の日に。ダマシャなる名の者と、さらに書 (3) 記のラムショーツァが早魃と飢饉の時に、売買を行った。彼らは共にヤヴェーヤ (4) 村の属人であった。次のように、そのダマジャが申し出た。彼は、書記のラムショーツァに対して、葡萄園を売った。彼は総計 (5) 7アヴァチラ<sup>8)</sup> [の葡萄園] を与えた。代価は絨毯<sup>9)</sup> 6ハスタ<sup>10)</sup>、上着<sup>11)</sup> 1着、羊2頭、穀物1ミリマ<sup>12)</sup>である。彼らは (6) 大官<sup>13)</sup>たちの面前で等しく合意した。キツァイツァ官のピテヤー Piteya と、カーラ官のカランツァ Karamtsa が証人<sup>14)</sup>、

6) 「証文文書」には「手書き書簡 hasta lekha」など、様々な呼称が使用されている。ただし、その使用用途にはどのような違いがあったか判然としない。また、カローシュティー文書中には、「証文文書」以外にも、文書に対する様々な呼称が使用されている。詳しくは赤松 2001b: 383-394 を見よ。

7) 「正しき法 sacadhamā」の「法」を、「法律」若しくは「仏法」のどちらとして理解するかについては、今のところ不明である。「王命文書」中の「法 (ダルマ)」については赤松 2005a を見よ。

8) 「アヴァチラ avacira」については、Burrow が葡萄園に限られた測量単位であったと指摘する [L. Kh. D.: 74]。さらに、彼は、Stein が葡萄樹は並行した低い垣に沿って植め込まれていたとする指摘から [Stein 1903: 247]、この語は 'raw' を意味したのであろうとも推定している。

9) 原文は tavastāga。この語は、イラン語、例えば N. Pers. tāftan, tābam との対応から、'carpet' などと理解されている [Kh. I. III: 348; Lüders 1936: 12-13; L. Kh. D.: 94; Bailey 1979: 149; 山本 2002a: 32-33]。それに基づいて、今回は「絨毯」と訳出しておく。

10) この「ハスタ hasta (Skt. hasta 'hand')」は、肘から指先までの長さを指し示しており、50 cm 程であろうと推定されている [Lüders 1936: 12-13]。

11) 原文は kavaji。この語は Skt. kavacikā 'armour, jacket, etc.' との対応から、「甲冑」のようなものとも解釈できる。しかし、既に Lüders が漢訳の「遮袍」に当てており [Lüders 1936: 14]、さらに文脈から判断しても、今のところは「上着」という訳語がより適当と思われる。

12) 「ミリマ milima」は、キ khi と共に容量の単位を示しており、1ミリマ = 20 キであった [Kh. I. III: 363]。実数については、山本が、先行研究を整理している [山本 1988: 34]。そこでは、1キは約 2.3 l 若しくは約 2.5 l であったとし、さらに彼は、1キは官人一人一日あたりの支給単位ではなかったかとも推測する。なお、この語にはイラン語来源であったとする指摘がある [Burrow 1935a: 785]。

13) 「大官 mahatva」は、Burrow が 'magistrate' と訳しており [L. Kh. D.: 29]、榎は「大官或いは行政官」と訳している [榎 1965b: 47, 49]。さらに、山本は、「大人」と訳出し、「鄯善王国の社会で上層を占めた人々を指す言葉」とする [山本 1996: 106]。

14) この「彼らは大官たちの面前で等しく合意した。キツァイツァ官のピテヤーと、カーラ官のカランツァが証人 sarajidamti samma samma puraḥida mahatvana kitsaitsa piteya kāla」

チョーズボー官のヴァルパ *Āvarpa* が証人, (7) カルセーナヴァ官のサルヴェーヤ *Saluṣveya* が証人, ヤトマ官のチャトール *Cato* が証人,

[上蓋・裏面]

(1) 従者のアリシュパ *Ariṣṣpa* が証人である。この葡萄園においては、書記のラムショーツァが所有者となった<sup>15)</sup>。他者に贈り物として与えること、(2) 交換すること<sup>16)</sup>、どのような用途のためであろうとも好きなようにすること、意図することは何でもなされるであろう。誰であれ、将来、(3) [この件に関して、] 何かを主張したり、議論して非難したり、不服を申し出ても<sup>17)</sup>、王廷において、そのような異議<sup>18)</sup>に関しては効力がないであろう。この手書き書簡は、(4) 私、書記のタマスバ *Tamaśpa* の息子である書記のモーガタ *Mogata* によって、大官たちの命令により書かれたものである。(5) 有効期間は千年、寿命のある限り。(6) 〈紐はヤトマ官のモーリィナ *Molīyina* なる名の者が切った。〉<sup>19)</sup>

【文書 B】 No. 579: 土地売買文書 (N. xxiv. viii. 82. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261, Pl. XXIII.)

[上蓋・表面]

(1) この約定はモーガタ *Mogata* 所有の土地に関して。(2) 書記のラムショーツァ *Ramaṣotsa*

↙ *karaṃtsa ṣa ca sakhkṣi*] を, Burrow は, 'in front of the magistrates *kitsaitsa* Piteya and *kala* Karaṃtsa' と訳出する [T. Kh. D.: 120]。ここで彼は *mahatvana* (magistrate) を *piteya* と *karaṃtsa* の人名に掛けるが、他の文書例を見る限り、*mahatvana* の後で文章を一度句切る方がよいと思われる。

15) この「所有者となった *eśvari huda*」を, Burrow は 'has ownership (所有権)' と訳出する。一方、山本や赤松は、*eśvari* を「所有者」や「主権者」と訳している [山本 1999: 33; 赤松 2001b: 391]。ここでは、どちらの見解がより適当か判断し難く、より最近の研究となる山本らの訳語を採用しておく。

16) 原文は *namaṃniya*。この語を Bailey は *bandha* (Skt. *bandham* 'deposit, pledge') と同義語であるとする [Bailey 1982: 38–39]。その解釈には山本も従う [山本 1996: 109]。しかし、この2つの語が併用される文書もあり、同義語とする解釈には若干の疑問が生じる。ここでは、Burrow が考察・推定していた 'exchange' の訳語を採用しておく [L. Kh. D.: 100]。

17) この「何かを主張したり、議論して非難したり、不服を申し出ても *veteyati coteyati sajeiyati*」を, Burrow 訳では 'informs, disputes, or disagrees' とする [T. Kh. D.: 120]。さらに、山本は「異議を唱え知らせても」と訳出する [山本 1999: 33]。

18) 原文は *mo codaṃna*。筆者は、Rapson らが '*muha* *cotaṃna* = *mukhacodana*' としている点を参照し、「異議」と理解した [Kh. I. III: 363]。なお、Burrow は 'his bring up of the matter' としている [T. Kh. D.: 120]。

19) 〈 〉内の文言は前文までと空白を空けて記載されている。文書の写真のみからは判断し難いが、赤松は別人の手によるものと判断している [赤松 2001a: 107]。通常、上蓋と下板が重なり合った木簡は、その後、それらが紐で巻かれて完形となる。それゆえ、文書作成後、文書が開封されていたことが推測できるが、必ずしも判然とはしない。山本は、「契約文書作成の後公的承認のため為されたある種の手続きを指したもの」と推定する [山本 1999: 35]。

(=ラムショーツァ)によって注意深く保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 9番目の年、大王の中の大王、超越して、勝利者であり、徳篤く、正しき法を実践したる、  
 (2) 偉大なる大王、アंकヴァガ Amkvaḡa 天子の治世、6番目の月、15番目の日に。(3) 間諜のモーガタなる名の者、その者が申し出た。彼は、書記のラムショーツァ Ramṣotsa に対して、未耕地<sup>20)</sup>を売った。彼は黍<sup>21)</sup>の(4)種の播種量が1ミリマと10キ<sup>22)</sup> [である未耕地]を売った。代価は絨毯13ハスタ、12ムリ<sup>23)</sup>相当である。(5) 彼らは等しく合意した<sup>24)</sup>。それゆえ、この土地に関しては、書記のラムショーツァが所有者と(6)なった。種播くこと、耕作すること、他者に贈り物として与えること、どのような用途のためであろうとも好きなようにすること、(7) 意図することは何でもなされるであろう。この売買は大官たちの面前で行われた。証人たちが周知して(8)いる<sup>25)</sup>。共に王国の責任者<sup>26)</sup>であるキツァイツァ官のピテヤーとカーラ官のカランツァが証人、共にアプス官であるアプシヤ Apṣiya とシャームチャー Śāmcā が(9)証人である。加えて、他の証人として、トー [ン] ガ官のクヴァヤ Kuṡaya が証人、ヴァス官のチャディヤ Caḡhiya が証人、

[上蓋・表面]

(1) アプス官のカランツァ Karamṡsa が証人、チョーズポー官のルストゥ Lustu が証人、ヴルヤガ官のプギタ Pḡita が証人、ツァギナヴァ官のカポータ Kapota が証人、(2) コーリ官のシュパルヤヤ Śpāl̥yaya の従者であるシラーサ Śīrāsa が証人である。誰であれ、将来、[この件に関して、] 何かを主張したり、議論して非難したり、(3) 不服を申し出ても、王廷において、そのような異議に関しては効力がないであろう。この約定は、(4) 私、書記のタマスパ Tamaspa の息子である書記のモーガタ Moḡata によって、彼ら大官たちの命令により書かれたものである。有効期間は(5)

20) 原文 akri bhuma のうちの akri は、Burrow が Skt. agrya 'formost, best' との対応を提案するが [L. Kh. D.: 13]、文脈上、山本が指摘している Skt. akriya 'without works' との対応がより妥当と思われる [山本 1997: 104]。

21) 原文は aḡini。この語は Burrow が穀物又は作物の一種であったと判断している [L. Kh. D.: 73]。実際、Bailey 1948: 332; Turner 1989: 11 では他言語との対応から 'millet' の訳語が与えられる。

22) キ khi は、容量の単位であり、脚注 12 を見よ。

23) 原文 muli は、「代価」と訳すことも可能であるが、ここでは貨幣の単位を意味している。先行研究では、実数は 10 ムリ = 1 スタテル金貨、或いは 12 ムリ = 1 スタテル金貨で換算されていたと考えられている [山本 1996: 105]。なお、当時の物価については、L. Kh. D.: 111 - 112; Wang 2004 を見よ。

24) この「彼らは等しく合意した samma samma sarajitaṡti」については、Burrow 訳では確認できない [T. Kh. D.: 118]。

25) この「証人たちが周知している sakhkṡi janaṡti」については、Burrow 訳では確認できない [T. Kh. D.: 118]。

26) この「王国の責任者 rajadaro (Skt. rājya-dhāra 'kingdom supporter')」は、rajadharaga などとも記載される。この語については様々な議論が提示されているが、その実態は今のところ判然としていない [Thomas 1944: 57; 榎 1966: 51 - 54; 山本 1999: 34 - 35; 山本 2004: 28 - 29]。

千年、寿命のある限り。(6)〈紐はキツァイツァ官の従者である(7) シュローンガ Śronḡa とカルセーナヴァ官のショーディング Śodinga が切った。〉

【文書 C】 No. 589: 人身売買文書 (N. xxiv. viii. 92. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 262.)

[上蓋・表面]

(1) この約定は少女スミツァエー Smitsae (2) の件。書記のラムショーツァ Ramṣotsaによって注意深く(3) 保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 11 番目の年、偉大なる大王、アングヴァカ Aṅguvaka 天子の治世、2 番目の月、12 番目の日に。女(2) リィピンツァアエー Lyipimtsaae なる名の者とその息子であるプギタ Pḡita なる名の者、彼らが申し出た。飢饉の時において、彼 [ら] は、書記のラムショーツァに対して、(3) 少女スミツァエーなる名の者を売ることとなった。代価は1歳の駱駝1頭、40 ムリ相当である。リィ(4) ピンツァアエーとプギタが受け取った。彼(ラムショーツァ)は頭の代価(頭金?)として、羊4頭を与えた。それゆえ、その少女スミツァエーに関しては、(5) 書記のラムショーツァが所有者となった。どのような用途のためであろうとも、意図することは何でもなされるであろう<sup>27)</sup>。彼らは大官たちの前で(6) 等しく合意した。

[以下省略。文書 A や B と同様、証人名や書記名などが記載される。]

【文書 D】 No. 586: 葡萄園売買文書 (N. xxiv. viii. 89. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 262.)

[上蓋・表面]

(1) この約定はダマシャ Dḡhamaśa 所有の葡萄園に関して。(2) 書記のラムショーツァ Ramṣotsaによって注意深く保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 16 番目の年、偉大なる大王、アングヴァガ Aṅkvaḡa 天子の治世、6 番目の月、最初の日に。(2) ダマシャなる名の者、その者が申し出た。彼は、書記のラムショーツァに対して、15 スジャダ<sup>28)</sup>の木のある葡萄園を売ることとなった。(3) 代価としては馬1頭を交換して、彼らは決定した。その葡萄園においては、今日以後、そちら(あなたの方のもと)では、書記のラムショーツァが所有者となった。(4) 支柱にすること、掘り出すこと、葡萄樹を切ること、何かを縛り付けること、交換すること、売ること、どのような用途のためであろうとも、意図することは何でもなされる(5) で

27) この「どのような用途のためであろうとも、意図することは何でもなされるであろう śarva boḡa kikama karaṃṇi siyati」を、Burrow 訳では 'to do what he likes with her' とする [T. Kh. D.: 125]。

28) 原文 sujada は、文脈から樹木の長さを示す単位と思われるが、その実数については判然としない。

あろう。それに関する決定は大官たちの面前で行われた。

[以下省略。文書 A や B と同様、証人名や書記名などが記載される。]

【文書 E】 No. 590: 人身売買文書 (N. xxiv. viii. 93. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p.262.)

[上蓋・表面]

(1) この約定は女リィバアエー *Lýipaae* の件。書記のラ (2) ムショーツァ *Ramšotsa* によって保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 17 番目の年、偉大なる大王、侍中<sup>29)</sup>、アングヴァカ *Aṃguvaka* 天子の治世、4 番目の月、28 番目の日に。シャーンチャー *Šāmcā* なる名の者、(2) その者が申し出た。彼は、書記のラ ムショーツァ に対して、女リィバアエーなる名の者を売った。書記のラ ムショーツァ から、女リィバアエーの代価を、シャーンチャーが受け取った。(3) 野生の駱駝 1 頭、40 ムリ相当を受領した。さらに訓練されていない駱駝 [1 頭]、30 ムリ相当、絨毯 1 点、12 ハスタ、絨毯 2 点、(4) 11 [ハスタ]、他には紐 8 ムリ相当。総計は 98 ムリ相当であった。それにより、彼らは等しく合意した。その女リィバ (5) アエーに関しては、今日以後、そちら (あなたの方のもと) では、書記のラマショーツァ *Ramašotsa* (ラムショーツァ) が所有者となった。毆打すること、締め上げること、売ること、別の新たな者に贈り物として (6) 与えること、交換すること、抵当として差し出すこと、どのような用途のためであろうとも、意図することは何でもなされるであろう。

[以下省略。文書 A や B と同様、証人名や書記名などが記載される。]

【文書 F】 No. 571: 土地売買文書 (N. xxiv. viii. 74. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 260, Pl. XX.) [山本 1996: 101 - 103]

[上蓋・表面]

(1) この約定はコーニャヤ *Koñaya* 所有の耕地<sup>30)</sup> に関して。(2) 書記のラ ムショーツァ *Ramšotsa* によって注意深く保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 17 番目の年、偉大なる大王、侍中、アングヴァカ *Aṃguvaka* 天子の治世、12 番目の月、(2) 8 番目の日に。コーニャヤなる名の者が書記のラ ムショーツァ に対して、木のある耕地を (3) 売った。

29) 原文 *jiṭughā*。この語は、Brough がアングヴァカ王の治世 17 年から導入された称号で、『晋書』武帝紀の記事をも参照し、漢文木簡に見られる称号「侍中」に対応すると主張している [Brough 1965: 600 - 605]。今のところは Brough 説に従っておく。

30) 原文 *miṣi* については、既に文書例から考察され、'farm-land' や 'cultivated' という訳語が提示されており、さらに *Khot. māṣṣa* 'field' との対応も提案されている [Thomas 1934b: 38; L. Kh. D.: 111; Bailey 1956: 35; Bailey 1979: 332]。ここでは「耕地」と訳出する。

代価は2歳の駱駝1頭、50 ムリ相当である。コーニャヤにより受領された。さらに(4)追加の代価として、彼は葡萄酒10キを得た。総計60 ムリ相当がラムショーツァからコーニャヤにより得られた。(5)耕地における播種量は黄麻<sup>31)</sup>、3 ミリマである。彼らは等しく合意した。その土地の(6)耕地においては、この書記のラムショーツァが所有者となった。耕すこと、種播くこと、他者に(7)贈り物として与えること、抵当として差し出すこと、どのような用途のためであろうとも、意図することは何でもなされるであろう。誰であれ、(8)将来、ヴァス官とアゲータ官に、[この件に関して、]議論して非難したり、何かを主張しようとも、このように、王廷において、そのような異議に関しては(9)効力がないであろう。

[以下省略。文書AやBと同様、証人名や書記名などが記載される。]

**【文書 G】 No. 580: 土地売買文書** (N. xxiv. viii. 83. 矩形木簡上下二枚. Plate X. Ser. I, p. 261.) [山本 1997: 97-100]

[上蓋・表面]

(1) この約定はサギマ Saḡima 所有の耕地(2)に関して。ショータンガ官のラムショーツァ Ramšotsa によって注意深く保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 19番目の年、10番目の月、6番目の日、偉大なる大王、侍中、アンゴーカ Amḡoka 天子の治世に。サギマなる名の者、その者が申し出た。彼は、ショータン(2)ガ官のラムショーツァに対して、[1] ミリマ、多量のキの播種量 [可能な耕地] と、他にその地に隣接する未耕(3)地を売った。それにより、ショータンガ官のラムショーツァから、土地の代価をサギマが得た。4歳の馬1頭と atri varo<sup>32)</sup>、40 ムリ相当がサ(4)ギマにより受領された。さらに、追加として suḡa<sup>33)</sup> の代価と、1 ミリマ10キの穀物を彼は受け取った。彼らは大官たちの面前で等しく合意した。… [中略、証人名が列記される] … (6) それにより、その耕地、(7)また、未耕地に関しては、今日以後、そちら(あなたの方のもと)では、ショータンガ官のラムショーツァが所有者となった。

[以下省略。文書AやBと同様、書記名などが記載される。]

31) 原文は juṭhi。この語には、Bailey が Khot. juṣṭinainai の説明時に紹介しており、訳語は 'jute' 「黄麻」とする [Bailey 1979: 112]。一方、山本は疑問な点もあろうと述べているが [山本 1996: 109]、ここでは代替案もないために、その訳語に従っておく。

32) atri varo は、先学でも不明な語と見做している [T. Kh. D.: 120; 山本 1997: 98]。

33) 原文 suḡa については、Rapson らが sutra と同語として扱っている [Kh. I. III: 363]。また、Burrow も sutra と読むべき可能性を述べるが [L. Kh. D.: 131]、その判断については現状、不明である。

【文書 H】 No. 582: 土地売買文書 (N. xxiv. viii. 85. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261, Pl. XX, XXI.) [山本 1999: 32-33; 赤松 2001b: 391-392]

[上蓋・表面]

(1) この約定は沙門のイピヤ Yipiya 所有の土地 (2) に関して。ショータンガ官のラムショーツァ Ramṣotsa によって注意深く (3) 保管されるべきもの。

[封印：下側]

(4) この印は、オーグ官のジェーヤバトラ Jeyabhatra と、チャククラ官の (5) チャタラガ Cataraga と、チョーズボー官のソーンジャカ Somjaka のもの。

[下板・表面]

(1) 20 番目の年, 4 番目の月, 22 番目の日, 偉大なる大王, 侍中, アンゴーク Amṅoka 天子の治世に。こちら (2) チャドーダ<sup>34)</sup>における住人である沙門のイピヤなる名の者, その者が申し出た。彼はショータンガ官のラムショーツァに対して, 耕地のうち区画地<sup>35)</sup> 25<sup>36)</sup> [を売った]。[この土地は, 以前には] 耕地 (3) であったが, その後, 未耕地となった。それにより, ショータンガ官のラムショーツァから, 土地の代価を沙門のイピヤが得た。3 [歳の] 馬 [1 頭], (4) 15 (50?) ムリ相当<sup>37)</sup>がイピヤにより受領された。彼らは等しく合意した。それにより, その土地に関して<sup>38)</sup>, 今日以後, その土地においては, (5) そちら (あなたの方のもと) では, ラムショーツァが所有者となった。種播くこと, 耕すこと, 他者に贈り物として与えること, 抵当として差し出すこと, どのような用途のためであろうとも, 意図することは何でも (6) なされるであろう。

[以下省略。文書 A や B と同様, 証人名や書記名などが記載される<sup>39)</sup>。]

34) 原文 caḍoda は, caḍota とも記載される。漢籍資料に見える「精絶(国)」に対応し, 当時のニヤ遺跡一体を呼称したものと考えられる [Kh. I. III: 325; Brough 1965: 592; 赤松 2001a: 103]。

35) 原文は kuthali bhuma。この語が, その使用例から「ある分割された土地」, すなわち「区画地」と訳せることについては, Burrow の見解を見よ [L. Kh. D.: 83-84]。

36) 「25」がどれ程の範囲を表わしたものは明らかでない。

37) この「3 [歳の] 馬 [1 頭], 15 (50?)」については, Rapson らの転写では, aṅsa tre re ka so [te] paṃcadaṣa muliyena としており, それに基づいて, Burrow は 'three houses (?) valued at fifteen' と訳す [T. Kh. D.: 120]。一方, 山本は [a] śpa tre <tra> so [te] paṃcadaṣa muliyena と転写し, 「15 ムリの 3 (歳の) 馬 (1 頭)」と訳出する [山本 1999: 34]。文書の写真のみでは, そのローマ字転写の当否は判断し難いが, ここでは, 山本による解説を参照し, その判断に従った。さらに山本は, 普通, 馬一頭の値段が 40 ムリであった筈で, paṃcadaṣa は「50」paṃcaṣa の書き誤りでなかろうかとも指摘している。

38) この「その土地に関して taṣa bhumaṣa vaṃti」を, Burrow 並びに赤松は訳出していない [T. Kh. D.: 121; 赤松 2001b: 391]。恐らく, その理由は直後にさらに「その土地においては te bhumami」と見えるために, 省略したものと思われる。

39) また, 当文書には, 別人の手によるものと考えられている〈紐はヴェスのチャディヤ caḍhiya が切った。〉という文言が続いた後に, これも別人の手と考えられているもので, 「マヒリヤ mahiriya 治世の, 4 番目の年, 2 番目の月, 28 番目の日」と記載されている。そこでは, ラムショーツァの所有した土地にて, 種が強引に播かれるという事件の起こったことが記載されている。

【文書 I】 No. 587: 土地売買文書 (N. xxiv. viii. 90. 矩形木簡上下二枚, Ser. I, p. 262, Pl. XXIII.)

[上蓋・表面]

(1) この約定はリプタ Lyipta 所有の売られた土地 (2) に関して。書記のラムショーツァ Ram šotsa によって注意深く (3) 保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 21 番目の年, 偉大なる大王, 侍中, アンクヴァガ Aṃkvaḡa 天子の治世, 2 番目の月, (2) 12 番目の日に。マニユゲヤ Maṅgeya [なる者] に属するリプタとシャーンチャー Śāṃcā なる者, 彼らが申し出た。彼 [ら] は, 書記のラムショーツァ に対して, (3) チラインタ<sup>40)</sup>の土地を売った。サヒニ<sup>41)</sup>種の播種量が7キ [の土地] である。それにより, 彼らは大官たちの前で等しく (4) 合意した。それにより, その土地においては, 今日以後, そちら (あなたの方のもと) では, ショータンガ官のラムショーツァが所有者となった。種播くこと, (5) 耕すこと, 交換すること, 売ること, 抵当として差し出すこと, どのような用途のためであろうとも, 意図することは何でもなされるであろう。そちら (あなたの方のもと) で, (6) 彼らは大官たちの前で合意した。

[以下省略。文書 A や B と同様, 証人名や書記名などが記載される。]

【文書 J】 No. 572: 土地売買文書 (N. xxiv. viii. 75. 矩形木簡上下二枚, Ser. I, p. 260.)

[上蓋・表面]

(1) この書簡は書記のシグナヤ Siḡnaya 所有の区画地に関して。(2) クニタ Kuṇita によって注意深く保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 21 番目の年, 6 番目の月, 13 番目の日, 偉大なる大王, 侍中, アンゴーカ Aṃḡoka 天子の治世に。(2) 書記のシグナヤなる [名の] 者が申し出た。彼自らの近隣に住むクニタに, 耕地における大麦 [を生産するための] 区画地 12 を (3) 大官たちの前で与えた。… [中略, 証人名が列記される] … (4) それにより, 今日以後, そちら (あなたの方のもと) では, その区画地においては, (5) クニタが所有者となった。

[以下省略。文書 A や B と同様, 書記名などが記載される。]

40) 原文は ciraiṃta。この語は, Burrow が指摘するように, 土地の 'epithet' であろうが, 詳細は不明である [L. Kh. D.: 90]。

41) 原文は saḡini。この語は, 文脈から, 種の一種であろうと推測できるが, より具体的な事柄は判然としない [L. Kh. D.: 130]。

## 【文書 K】 No. 592: 人身売買文書 (N. xxiv. viii. 95. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p.262.)

## [上蓋・表面]

(1) 女リィミソーアエー *Lýimisoae* の件。書記の ラムショーツァ *Ramšotsa* によって (2) 保管されるべきもの。

## [封印：下側]

(3) この印は チョーズボー官 の カンチャ *Kamciya* のもの。

## [下板・表面]

(1) 32 番目の年, 12 番目の月, 20 番目の日, 偉大なる大王, 侍中, アングヴァカ *Aṃguvaka*  
 (2) 天子の治世に。プルナントー *Pulnaṃto* なる名の者, その者が申し出た。彼は, 書記の ラム  
ショー (3) ツァ に少女リィミソーアエー, 4 ディティ<sup>42)</sup> [の身長のある者] を与えた。代価とし  
 ては訓練されていない駱駝 1 頭, 30 ムリ相当 (4) を, プルナントーが受領した。さらに追加の代  
 価は, コータン産の絨毯 1 点である。それにより, 彼らは合意した。(5) それにより, 今日以後,  
少女リィモソーアエー *Lýimosoae* (=リィミソーアエー) に関しては, そちら(あなたの方のもと)  
では, ラムショーツァが所有者となった。(6) 殴打すること, 締め上げること, 売ること, 交換す  
 ること, 抵当として差し出すこと, また, どのような (7) 用途のためであろうとも, 意図すること  
 は何でもなされるであろう。また, これは大官たちの前で書かれたものである。

[以下省略。文書 A や B と同様, 証人名や書記名などが記載される。]

## 【文書 L】 No. 583: 駱駝売買訴訟文書 (N. xxiv. viii. 86. 矩形木簡上下二枚. Plate X. Ser. I, p. 261. XX.)

## [上蓋・表面]

(1) 王所有の駱駝に関して。 ラムショーツァ *Ramšotsa* と リィ (2) パトガ *Lýipatga* によって保  
 管されるべきもの。

## [下板・表面]

(1) 33 番目の年, 7 番目の月, 25 番目の日, 偉大なる大王, 侍中, アンゴー (2) カ *Aṃgoka*  
 天子の治世に。 チョーズボー官 の カンジャ *Kamjiya* が係争を審理した。 ラムショーツァ と, ア  
 ゲータ官のクウ (3) ナ *Kuuna* と, チャトー *Cato* が王所有の駱駝に関して告訴した<sup>43)</sup>。こちら

42) この「ディティ *diṭhi* (Skt. *diṣṭi* 'a kind of measure of length')」を, Turner 1989: 363 ではこの語に対応する他言語を幾つか例示しており, それを参照すると 'span from thumb to little finger' という意であると見做せる。また, 最近, カローシュティエ文字が書かれる絹裂の存在が報告され, そこにはディティの語が見えている [市川 2007]。

43) Rapson らの転写では, この箇所には何らかの文字, *iśa* 「こちらで」があったのではなかろうかと想定する。実際, Kh. I. II に載る写真では, 書き潰されているようにその *iśa* が見え, 直ぐ後には明確に記載された *iśa* が確認できる。恐らく, 始めに記載された語に関しては省略すべきと思われる。

(法廷)<sup>44)</sup>で、今、ラムショーツァとリィ(4) パトガから、カタの絨毯<sup>45)</sup>2ハスタ、絨毯4ハスタが与えられた。さらに、リィ(5) パトガがコートン産の絨毯6ハスタを与えた。ラムショーツァと  
[上蓋・裏面]

(1) リィパトガにより与えられたものが決められ、クリトガ Kuritgaにより得られたものが決められた。それにより、誰であれ、(2) 将来、[代価が再び] 支払われることはない[であろう]。

[恐らく、この文書は、ラムショーツァとリィパトガが駱駝を購入した際の支払いに関する訴訟のものと思われる。]

**【文書 M】 No. 574: 土地売買訴訟文書 (N. xxiv. 77. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261.)**

[上蓋・表面]

(1) コーリ官のムルデーヤ Muldeya 所有の農園から製造された食物と飲物 (2) に関して。ラムショーツァ Ramṣotsa によって注意深く保管されるべきもの。

[封印: 下側]

(3) この印は、オーグ官のダマバラ Dhamaḥapala と、コーリ官のムルデーヤと、キツァツァ官のルストゥ Lustu のもの。

[下板・表面]

(1) 34番目の年、偉大なる大王、侍中、アンゴーカ Amgoka 天子の、2番目の月、24番目の日の、この(2) 治世に。コーリ官のムルデーヤ Muldeya と、ラムショーツァが合意した。コーリ官のムルデーヤの奴隷たちから、ラムショーツァに [ムルデーヤの] 土地が [売られた]。その土地が (3) ラムショーツァから取り戻された。代価が返済されるべきこととなった。それはポートゴーネーナ<sup>46)</sup>の葡萄酒1ミリマ、ヴィト<sup>47)</sup>の馬1頭である。[その代価は] コーリ官の(4) ムルデーヤから渡されるべきであり、ラムショーツァによって受け取られるべきこととなった。この件に関しては、今、コーリ官のムルデーヤが今年に、(5) ラムショーツァに許可を与えた。それは農園を掘り起こすこと、土地を耕すことである。その土地から、幾らかの食物と飲物が製造(6)されるであろう。秋には、あらゆるものがラムショーツァによって製造されなければならない。ポートゴーネーナの葡萄酒1ミリマ、ヴィトの馬1頭 [の代価] が、

44) 「法廷」と呼ばれるべき場所が当時、実際に存在したかは必ずしも判然としない。

45) 原文は kaṭa thavaṃṇaḡa。ここでのローマ字転写を、Rapson らは kajaha vaṃṇaḡa としていた。その後、Lüders が kaṭa thavaṃṇaḡa 「絨毯の一種」と同語であろうとするが [Lüders 1936: 23], Burrow は不明という判断を行っている [L. Kh. D.: 81]。しかし、ṭa と ja の文字は近似しており、実際、この文書の写真を見る限りは ṭa と読んでも問題なかろう。さらに、Lüders が h- は tha- の誤りと見做しており、ここでは、彼の見解を採用しておく。

46) 原文 potḡoṇena については、Lüders が葡萄酒の保存法であると見做している [Lüders 1935: 642]。ただ、その語が具体的にどういった語に対応するのかは明らかでない。

47) 原文 vito については、馬や羊、牛を修飾した用語として用いられるが、詳細は判明しない。L. Kh. D.: 120 も見よ。

## [上蓋・裏面]

(1) それによって、ラムショーツァに清算されるべきである。その土地から、ラムショーツァから支払われる賃貸料である穀糧を、コーリ官のムルデーヤが要求(2)すべきではなく、コーリ官のムルデーヤから支払われるポートゴーネエーナの葡萄酒1ミリマ、ヴィトーの馬1頭 [の代価] を、ラムショーツァが要求(3)すべきではない。秋に、彼らは互いに合意するであろう。それにより、決定されるであろう。彼らが代価に関して合意(4)しないならば、ラムショーツァは [ムルデーヤの] 農園から、所有物として、ラティ<sup>48)</sup>の木の pamni (?) を取得すべきである。彼 (ラムショーツァ) の所有する土地を、コーリ官のムルデー (5) ヤが [賃貸料として] 取得すべきである。その土地が以前には、kuroraであったように (?)。そちら (あなたの方のもと) には証人たちがいた。オーグ官のダマバラとコーリ官のム (6) ルデーヤとキツァツァ官のルストゥである。

[この文書は、ラムショーツァが土地売買を行った際の一連の訴訟に関するものと思われる。ラムショーツァが、ムルデーヤから返却されるべき代価の代わりに、農園を借り受け、そこで製造された食物と飲物を取得すべきと明記されている。]

## II マヒリヤ王期作成文書

前章では、アंकヴァガ王期作成文書を紹介してきた。その多くは売買に関するものであった。これから紹介していくマヒリヤ王期作成文書は、訴訟に関するものが殆どである。

【文書 N】 No. 584: 羊取引訴訟文書 (N. xxiv. viii. 87. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 262.)

[赤松 2001a: 106]

## [上蓋・表面]

(1) この文書はクトレーヤ Kutreya と ラムショーツァ Ramšotsa によって (2) 注意深く保管されるべきもの。

## [封印：下側]

(3) この印はグシュラ官のジェーバトラ Jebhatra と、チャンクラ官の (4) チャラガ Caraga と、チョーズボー官のソーンジャカ Somjaka のもの。

## [下板・表面]

(1) 4番目の年、2番目の月、28番目の日、偉大なる大王、侍中、マヒリヤ Mahiriya 天 (2) 子の治世に。さて、チャドータにおいて、グシュラ官のジェーバトラと、チャンクラ官のチャタラガ Cataraga と、チュヴァラ (3) イナ官のディルバラと、チョーズボー官のソーンジャカが係争を審

48) 原文 raṭhi については、Burrow が指摘する通り、文脈から判断して、樹木の種類であろうと推測できる [L. Kh. D.: 113]。

理した。ラムショーツァと、クトレーヤと、チニカ Cinika (4) が羊たちに関して告訴した。クトレーヤが *ašga*<sup>49)</sup>であった時、その時に、(5) ラムショーツァに贈り物を彼ら(ヴギンガヤ)は渡した。彼らは4頭の羊を与えた。ヴギンガヤ *Vuginḡaya* 与えた。彼(ヴギンガヤ)はスグタ *Suḡuta*<sup>50)</sup>に(6) 渡した。その後、クトレーヤとヴギンガ *Vuginḡa* (=ヴギンガヤ) とチニカが ラムショーツァのもとから、20頭の羊を(7) 連れて来た。

[上蓋・裏面]

(1) この係争は保留扱となった。ヴギンガが死んだ。スグヌタ *Suḡnuta* (=スグタ) はコートナナにいる。ス(2) グタがコートナナから到着した時、その時に、[再び係争は] 扱われるべきである。宣誓と証人によって(3) 注意深く審理されるべきである。

[文書 O] No. 573: 人身取引文書 (N. xxiv. viii. 76. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261.)

[上蓋・表面]

(1) ムトリツァエー *Mutritsae* に関する約定はチャシュゲーヤ Cašḡeyaによって保管されるべきもの。

[下板・表面]

(1) 7番目の年、尊敬すべき、偉大なる大王、侍中、マヒリヤ *Mahiriya* (2) 天子の、11番目の月、20番目の日の、この治世に。サチャ人のセー (3) ニンマ *Señimma* と、アラリィ *Aralíy* が、チャシュゲーヤに娘を与えた。そのアラリィヤ *Aralíyia* (=アラリィ) の母親が(4) アジャマ村から[娘を] 連れて来ることとなった。それゆえに、母親の手で抱えられ、その(5) 少女ムトリツァエー *Mutritsae* (=ムトリツァエー) が、そちら(あなた方のもと)<sup>51)</sup>に渡された。さらに、その少女ムトリツァエーと引き換えに、(6) チャテーヤ *Cateya* と、チャトラカ *Cataraka* が代価を渡した<sup>52)</sup>。駱駝1頭と馬1頭、駱駝は3歳であり、(7) 馬は *tirša*<sup>53)</sup>である。その結果、所有物として、その少女ムトリツァエーを、我々(セーニンマ)が送り出した。今、ムトリ(8) ツァエーを、

[上蓋・裏面]

(1) 私セーニマ *Señima* (=セーニンマ) と、アラリィと、オーガチャ *Oḡaca* がチャシュゲーヤに妻として与えた。我々は[チャシュゲーヤに対して] *yimila* (?) の(2) 贈り物を一本の髪の毛さえも要求しなかった。それにより、今日以後、誰であろうと、我々の親戚であろうと、(3) 息子であ

49) *ašga* については、Burrow も述べるように全く不明である [T. Kh. D.: 122]。

50) このスグタなる者は、文面から見る限り、ラムショーツァの代理人であるように思われる。

51) 文面を見る限り、具体的には「チャテーヤのもと」と思われる。

52) チャテーヤとチャトラカなる者たちについては、少女ムトリツァエーをチャシュゲーヤが獲得する際の仲介人であったと思われる。

53) *tirša* については、文脈から、Burrow が言うように、馬に対する 'epithet' と解釈できる [L. Kh. D.: 95]。ただ、Burrow は、この文書の翻訳時には、'three years old' ではなかろうかと推測している [T. Kh. D.: 122]。

ろうと、彼女を手に入れてはならない。大官であるチョーズボー官のソーン（４）ジャカ Somjaka の面前で、証人 [と共に決定された]。そちら（あなたの方のもと）での証人たちが周知している<sup>54)</sup>。カーラ官と、チュヴァラインナ官と、ヴァス官のコーリィサ Kolýisa と、スチャンマ Sucamma が証人である。この（５）板文書<sup>55)</sup>は、書記のリィパトガ Lyípatga によって書かれたものである。有効期間は 100 年。

【文書 P】 No. 570: 駱駝取引訴訟文書 (N. xxiv. viii. 73. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 260, Pl. XXIII.) [山本 1996: 49-51]<sup>56)</sup>

[上蓋・表面]

(1) この文書はシャラセーナ Śaraṣeṇa から受け取られた (2) 雌駱駝に関して。スグタ Suḡuta と、スギ Suḡi によって (3) 保管されるべきもの。

[封印：下側]

(4) この印は、(5) 共にオーグ官であるダパヤ Dhapaya とシャマセーナ Śamaṣeṇa のもの。

[下板・表面]

(1) 11 番目の年、2 番目の月、1 番目の日、偉大なる大王、侍中、マイリ Mairi 天子 (2) の治世に。この係争は、共にオーグ官であるダパヤとシャマセーナと、コーリ官のトーガジャ Togaja と、チョーズボー官のビンマセーナ Bimmaṣeṇa が (3) 審理した。シャルセーナ Śarsena (= シャラセーナ) とスグタとスギが駱駝 1 頭に関して告訴した。すなわち、(4) 事実、クブシュタが申し出て、シャラセーナから、雌駱駝 1 頭を強引に連れて行った。彼 (クブシュタ) はスグタとスギに (5) 駱駝の負債があったので [その駱駝を] 渡した。その雌駱駝は 2 年、スグタとスギ (6) と共にいる (いた)。その結果、シャラセーナが申し出た。

[上蓋・裏面]

(1) スグタとスギから、雌駱駝を彼 (シャラセーナ) は取得した。沙漠において死なせたために (2) 我々は考慮した。身籠った雌駱駝の代わりに、年老いた kirsosa<sup>57)</sup> の雌駱駝をシャラセーナが (3) 送るべきである。スグタとスギに渡すべきである。シャラセーナに対する係争であれば、(4) クブシュタと共に告訴すべきである。その 3 歳の雌駱駝 [に代わるもの] が与えられるべきである。

[下板・裏面]

(1) この (2) …チョーズボー官… (3) ビマセーナ Bimmaṣeṇa (= ビンマセーナ)<sup>58)</sup>。

54) この「そちらでの証人が周知している tatra sakhkṣi jaṃnati」については、Burrow 訳では確認できない [T. Kh. D.: 115]。

55) 「板文書 paṭi (Skt. paṭīkā, 'a tablet, plate')」について、Burrow は 'tablet' と訳出する [T. Kh. D.: 115]。

56) 既に山本の論文で指摘されているように、この論争に関する再審が【文書 V】に当たる。

57) kirsosa については、Burrow が雌駱駝の 'epithet' としているが、不明である [L. Kh. D.: 82]。

58) メモ書きのようなかたちで記載されているが、その意図は不明である。

【文書 Q】 No. 578: 駱駝取引訴訟文書 (N. xxiv. viii. 81. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261, Pl. XX.)

[上蓋・表面]

(1) プリヤヴァガ Priyavaḡa… (不明) …スグタ Suḡuta によって (2) 保管されるべきもの。

[封印：下側]

(3) この印は、(4) 共にオーグ官であるダバヤ Dhapaya とシャマセーナ Śamaṣeṇa のもの。

[下板・表面]

(1) 11 番目の年、偉大なる大王、侍中、マイリ Mayiri 天子の、2 番目の月、2 番目の日の、その治世に。(2) この係争は、共にオーグ官であるダジャパラ Daḡapala とダバヤとシャマセーナとルダサ Ldaṣa と、チョーズボー官のジャヤトラダ Jayatrada と、共にチョーズボー官であるビンバセーナ Bimḡhaṣeṇa と (3) ソーンジャカ Somḡjaka が審理した。スグタと、プリヤヴァガが、少女と駱駝に関して、次のように告訴した。(4) プリヤヴァガに、スグタが駱駝を与えた。その [駱駝の] 訓練において、それ (駱駝) は死んだ。それにより、スグタに、女コーロア (5) エー Koloae なる名の者を、プリヤヴァガが与えた。女に対する御礼として、絨毯 8 ハスタをプリヤヴァガに、(6) スグタが与えた。この件に関しては、我々が裁決した。今日以後、スグタに対して、プリヤヴァガは女の (7) 件で支払いをさせてはならず、プリヤヴァガに対して、スグタは駱駝の件で主張をしてはならない。

[下板・裏面]

(以下省略。)<sup>59)</sup>

【文書 R】 No. 568: 羊取引文書 (N. xxiv. viii. 71. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 260, Pl. XXIII.)

[上蓋・表面]

(1) カプゲーヤ Kapḡeya からの羊に関して。ス (2) グタ Suḡuta によって保管されるべきもの。

[封印：下側]

(3) この印は、チョーズボー官のソーンジャガ Somḡjaḡa のもの。

[下板・表面]

(1) 11 番目の年、偉大なる大王、侍中、マイリ Mairi (2) 天子の、2 番目の月、9 番目の日の、この治世に。スグタと、(3) カプゲーヤが法廷の外<sup>60)</sup>で合意した。私、カプゲー (4) ヤがスグタに羊 10 頭を所有物として与えた。スグタが羊たちの (5) 所有者となるであろう。このように、意図

59) ここにはメモ書きが見られる。その和訳については赤松 2001a: 88 を見よ。

60) 原文は bahirneṣu。この語は本来、Skt. bahirdeṣa 'a foreign country, a place without a town or village' を意味するが、Burrow は 'outside (the court)' と解釈している [T. Kh. D.: 112]。ここでは、この文書内容からも判断し、Burrow の解釈を採用しておく。

することは何でもなされるであろう。(6)そして、将来、羊に関する主張を持ち出す(7)[者は、]  
[上蓋・裏面]

(1) 効力 [がなく、] 罰を被るであろう<sup>61)</sup>。そして、そちら(あなた方のもと)での証人はトーン  
ガ官の(2) ヴガトー Vugato と、 ヴァス官のオーブゲヤー Opgeya である。カプゲヤーの請願に  
より [書かれたものである]。(3) 有効期間は寿命のある限り。

【文書 S】 No. 569: 人身取引文書 (N. xxiv. viii. 72. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 260, Pl. XX.)

[上蓋・表面]

(1) この文書は女ツィンナアエー Tsimnaae からの養子(2) シャマネーラ Šamanera に関して。  
クニタ Kuñita によって正しく保管されるべきもの。

[封印：下側]

(3) この印はチョーズボー官のソーンジャカ Somjaka のもの。

[下板・表面]

(1) 13番目の年、偉大なる大王、侍中、マヒリヤ Mahiriya 天子の、2番目の月、10番目の日の、  
(2) その治世に。女ツィンナアエーなる名の者が少年シャマンネーラ Šamañnera (=シャマネー  
ラ)なる名の者を、養子としてクニタに(3)取得させることとなった。女ツィンナアエーが申し出  
た。彼女は、クニタからシャマンネーラを連れ去った。今、(4)彼らが訴え出た。こちら(法廷)  
で、この係争に関しては、チョーズボー官のソーンジャカ Somjaka と、間諜のリュプタ Lýipta が  
尋問した。(5) 少年シャマンネーラは、クニタの所有物として養子となった。彼(クニタ)はミルク代<sup>62)</sup>全てを与えた。彼らは決定(6)した。ミルク代としては、訓練されていない駱駝が与えら  
れた。そちら(あなた方のもと)での証人は、共にヴァス官であるオーブゲヤー Opgeya とカケー  
ヤ KaKeya と(7)サルヴェーヤ Saluveya が証人、案内人のチャマガ Camağa と、シャダヴィダ  
官のカプゲヤー Kapgeya と、パルヴァタ人のカンチゲヤー Kañcgeya と、ウルヤガ官のウル Vuru  
が(8)証人、少女チャグ Cağu と、シャダヴィダ官のチャネーヤ Caneya [が証人である]。この  
シャマンネーラは養子であり、奴隷として扱われてはならない。(9)売ってはならない、抵当とし  
て差し出してはならない、このように養子として扱われるべきである。

61) この「羊に関する主張を持ち出す [者は、] 効力 [がなく、] 罰を被るであろう paśu prace mamtra nikhaleyati pramana daṃḍa praptaṃ ca bhaveyati」という個所は難解であり、Burrow 訳にほぼ従っている [T. Kh. D.: 112]。ただし、pramana (効力) を否定する語が見られないところは、再検討すべきかもしれない。

62) 「ミルク代 kuṭṭhakhkṣiraṣa」については、諸先学において、「養子を貰った者が、以前の父母に対して行った支払い」という見解で共通している。訳語としては 'milk-payment' が与えられおり、駱駝に加えて馬も支払いに使用されている [Thomas 1934b: 37; L. Kh. D.: 83]。なお、山本は「哺乳科」と訳出している [山本 2000: 11]。

## [上蓋・表面]

(1) 私、ショータンガ官のルトゥ Luṭhu の息子である書記のトガチャ Tgaca によって、大官たちの命令により書かれたものである。クニタと、女 (2) ツィンナエーと、沙門のブディラ Budhila の請願により [書かれたものである]。有効期間は 100 年。

## 【文書 T】 No. 591: 人身売買文書 (N. xxiv. 94. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 262.)

## [上蓋・表面]

(1) この文書は、…(不明)…プルシュダヤ Pruṣḍhaya (2) に関して。リィペーヤ Ljipeya によって注意深く保管されるべきもの。

## [封印：下側]

(3) この印は、カーラ官のローキツィア Rok'tsia のもの。

## [下板・表面]

(1) 15 番目の年、偉大なる大王、侍中、マイリ Mayiri 天子の、最初の月、(2) 11 番目の、この治世に。カーラ官のローキツィ Rok'tsi (=ローキツィア) から、リィペーヤとボーシャルサ Bošarsa が (3) プルシュダヤサ Pruṣḍhayaša なる名の者を買った。カーラ官のローキツィヤ Rok'tsiya (=ローキツィア) が代価として、5 歳の (4) 駱駝 1 頭、5 歳の馬 1 頭、さらに追加の 25 [ムリ?] を受け取った。彼らは等しく合意した。(5) 今日以後、リィペーヤがこの者の所有者となった。売ること、(6) 抵当とするために保持すること、交換すること、他者に贈り物として与えること、どのような用途のためであろうとも、(7) 意図することは何でもなされるであろう。誰であれ、将来、[この件に関して、] 議論して非難したり、何かを主張しようとも、(8) 王廷において、そのような異議に関しては効力がないであろう。

## [上蓋・裏面]

(1) 誰であれ、将来、係争を起こして、異なるようにさせることを望めば、罰が (2) 与えられた(るであろう)。去勢馬 1 頭と殴打 50 である。

[以下省略。証人名や書記名などが記載される。]

## 【文書 U】 No. 575: 人身売買訴訟文書 (N. xxiv. viii. 78. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261.)

## [上蓋・表面]

(1) この文書はリィペーヤ Ljipeya から受け取った (2) 支払いに関して。スグダ Suḡuda (=スグタ) によって保管されるべきもの。

## [封印：下側]

(3) この印はチョーズボー官のタンジャカ Tamjaka のもの。

## [下板・表面]

(1) 17 番目の年、偉大なる大王、侍中、マイリ Mayiri 天子の、最初の月、(2) 22 番目の日の、

その治世に。事実、チョーズボー官のチャクヴァラ Cakvala がチャドーダから、チマガ Cmaḡa なる名の者を連れて来た。その者、(3) チマガを、チョーズボー官のコーリィサ Kolýiṣa のもとに [チャクヴァラが] 連れて行った。彼 (コーリィサ) はリィペーヤに対して売った。リィペーヤが申し出た。その者、チマガを、(4) [リィペーヤが] チャドータ人の スグタ Suḡuta に対して売った。彼 (リィペーヤ) は代価として3歳の駱駝1頭、穀物5ミリマ、敷物<sup>63)</sup> 1点、(5) フェルト<sup>64)</sup> 1点、avaliḡa<sup>65)</sup> 1点を受け取った。その件に関して、後には、その者、チマガを、バルヴァタ人のクヴァイチ Kuṽayici が主人として (6) 奪った。彼らは王廷で告訴した。その者、チマガはクヴァイチの所有物となった。チョーズボー官の (7) チャクヴァラからの代価が、リィペーヤにより受け取られるべきこととなった。リィペーヤからの代価が、スグタにより (8) 受け取られるべきこととなった。スグタにより受け取られるべきである。リィペーヤからの代価は、3歳の駱駝、

[上蓋・裏面]

(1) 穀物5ミリマ、敷物1点、フェルト1点、avaliḡa 1点、さらに orovaḡa<sup>66)</sup> 2点である。この件に関して、リィペー Lyipe (=リィペーヤ) は (2) 3歳の駱駝1頭を スグタ に与えた。彼らは決定した。今日以後、スグタ とスナンダ Sunamda、(3) リィペーとリィバトガ Lyipatḡa に対しては、この支払いに関して、将来、2度目の主張を持ち出してはならない。

(以下省略。証人名や書記名などが記載される。)

【文書 V】 No. 593: 駱駝取引訴訟文書 (N. xxiv. 96. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 262, Pl. XX, XXIII.) [山本 2006: 46-47]

[上蓋・表面]

(1) この文書はバラセーナ Balasemna<sup>67)</sup> と、ク (2) プシュタ Kupṣuta から受け取った3歳の雌駱駝1頭 (3) に関して。スグタ Suḡuta によって正しく保管されるべきもの。

63) 「敷物 koṣava」の原語としては、Lüders が Pali. kojava 'a rug or cover with long hair' に対応させ、'Überwulf' (コート) や 'Decke' (毛布)、さらに 'Tepplich' (敷物) の訳語を提案している [Lüders 1936: 3-5]。また、その見解を妥当とした山本は、さらに漢籍中の「氍毹」(毛織の敷物の一種) との関連を指摘している [山本 2002 a: 32]。

64) 原文 namata については、先学の研究者により、N. Pers. namad 'felt' や Pahl. Namat 'rug' などとの対応が提案されている [Lüders 1936: 13-20; L. Kh. D.: 100]。

65) avaliḡa については、Burrow が指摘するように、koṣava や namata と類似するものと思われるが、不明である [L. Kh. D.: 78]。

66) orovaḡa については、前注の avaliḡa などと類似するものと思われるが、不明である。L. Kh. D.: 81 をも見よ。

67) バラセーナなる者は、この文書と関連する【文書 P】の表書きで登場したシャラセーナなる者の息子であり、山本が推定するように、シャラセーナの代理人であったと思われる [山本 2006: 48]。

[封印：下側]

(4) この印は、(5) 共にチョーズボー官であるシャマセーナ Śamaśena とプゴー Pgo のもの。

[下板・表面]

(1) 17 番目の年、偉大なる大王、侍中、マヒリヤ Mahiriya 天子の、6 番目の月、(2) 20 番目の日の、この治世に。パルヴァタ人のクブシュタなる者が、3 歳の身籠った雌駱駝 1 頭を(3) シャルセーナ Śarsena (= シャラセーナ) から取得して、スグタに与えた。(4) 今、こちら(法廷)で、スグタと、クブシュタと、シャルセーナの息子であるバラセーナと、奴隷のシュルスティンガ Śrustiṅga が(5) 3 歳の雌駱駝に関して告訴した。この係争は審理された。大官たちであると共にチョー(6) ズボー官でもあるシャマセーナとプゴーと、間諜のオープゲヤ Opgeya が裁決した。今、(7) クブシュタと、スグタと、バラセーナ Balasena (= バラセーナ) と、シュルスティンガは互いの者に対して支払いをさせてはならない<sup>68)</sup>。

(以下省略。証人名が列記される。)

【文書 W】 No. 577: 駱駝売買等訴訟文書 (N. xxiv. viii. 80. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261, Pl. XX, XXII.)

[上蓋・表面]

(1) この文書はラシュパラ Raśpara から受け取った駱駝 2 頭と(2) 馬 1 頭に関して、殴打に関して。そして、何であれその他、(3) 互いに不当に受け取った物に関して。書記のスグタ Suḡta と(4) スガンタ Suḡanta<sup>69)</sup> によって注意深く保管されるべきもの。

[封印：下側]

(5) この印はチョーズボー官のシャマセーナ Śamaśena のもの。

[下板・表面]

(1) 20 番目の年、大王の中の大王、偉大なる大王、侍中、マイリ Mayiri 天子の、10 番目の月、(2) 3 番目の日の、この治世に。チョーズボー官のシャマセーナが係争を審理した。ラシュパラと、書記のスグタと、スナンタ Sunanta が(3) 支払いに関して告訴した。我々は、スグタと、スナンタと、女サヒロアエー Sahiroae と、クニタ Kuṇita が宣誓<sup>70)</sup>したことを(4) 裁決した。ラシュ

68) この「互いの者に対して支払いをさせてはならない parosparaṣa vaṃti nasti dagrana」という箇所を、Burrow 訳では、'have no claim to payment from each other' とする [T. Kh. D.: 127]。

69) スガンタ Suḡanta なる者については、文脈から、スナンタ Sunanta と同一人物であったと解釈されるかもしれない。ただし、文書の写真を見ると、-ḡam-と-nam-の文字が明確に区別されており、この問題をどのように解決すべきかについては今のところ判然としない。それゆえに、両人名の関係については今後の課題としておく。また、【文書 X】の場合も同様に理解する。

70) 「宣誓 śavatha」については、赤松が、古代インドの法典類中に見える「宣誓する」という用語は、「神意にかけて事(こと)・人(ひと)の正邪を判別する方法、つまりは神明裁判(ordeal)に与ることを言う」としている [赤松 2001b: 403-404]。

パラが申し出て、[その宣誓を] 阻止した。彼は陳述して、宣誓したことを認めなかった。今日以後、  
 (5) 駱駝2頭と馬1頭に関して、さらにまた、何であれその他、不当に受け取った物に関して、  
 (6) 殴打に関して、互いの者に対して支払いをさせてはならない<sup>71)</sup>。

[以下省略。証人名や書記名などが記載される。]

【文書 X】 No. 588: 貸借物訴訟文書 (N. xxiv. viii. 91. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 262, Pl. XX.)

[上蓋・表面]

(1) この文書はピトガ Pitga から (2) 貸借されたものに関して。書記の スナンタ Sunanta によって (3) 注意深く保管されるべきもの。

[封印：下側]

(4) この印は、ヴァス官のモーギ Mogi と、ピトガ Pitga (5) のもの。

[下板・表面]

(1) 20 番目の年、偉大なる大王、侍中、マイリ Mayiri 天子の、10 番目の月、(2) 17 番目の日の、この治世に。ピトガなる名の者が、その者、書記の スナンタ Sunanta (3) に対して請求している。今、ピトガと、書記のスガンタが (4) 和解した。書記の スナンタ が全ての債務を支払った。(5) ピトガが受け取った。今日以後、ピトガは、スナンタ に対して、支払いをさせてはならず、(6) 手に入れるべきでもない。そちら (あなたの方のもと) での証人は高貴の者、ヴァス官のモーギ Mogiya と、ヴァス官のカケーヤ Kakeya と、ジェーヤ

[上蓋・裏面]

(1) カ Jeyaka [が証人]、タスチャ官のチャトゥゲーヤ Catugeya と、沙門のサンガラククシ Samgharakkhsi が証人、プレーヤ Preya と、ダマーチャ Dhameca (2) [が証人である]。

[下板・裏面]

[以下省略。メモ書きが見られる。]

【文書 Y】 No. 576: 駱駝取引訴訟文書 (N. xxiv. viii. 79. 矩形木簡上下二枚. Ser. I, p. 261, Pl. XX.)

[上蓋・表面]

(1) この文書はチャル官のチニガ Ciniḡa と、プラトガ Pratga (2) から受け取った 20 ムリと若い  
 (3) 羊9頭に関して。書記の スナンタ Sunanta と、チャ (4) シュゲーヤ Casgeya によって注意深く保管されるべきもの。

71) この「互いの者に対して支払いをさせてはならない eka bhitiyana vaṃti nasti dānagrana」  
 という箇所を、Burrow 訳では、'neither shall be entitled to any payment from the other' と  
 する [T. Kh. D.: 117]。

[封印：下側]

(5) この印は、共にチョーズボー官であるイタカ Yitaka と (6) ヴクトー Vukto のもの。

[下板・表面]

(1) 21 番目の年、偉大なる大王、侍中、マイリ Mayiri 天子の、12 番目の月、(2) 23 番目の日の、この治世に。チャル官のチニガと、プラトガと、書記のスナンタと、チャシュゲ-ヤが (3) 駱駝 2 頭に関して係争している。スグタ Suḡuta と、書記のスナンタと、クニタ Kuñita と、チャシュゲ-  
(4) ヤは宣誓すべきである。チニガと、プラトガが宣誓を阻止した。彼ら(チニガラ)は (5) 自発的に負債者となった<sup>72)</sup>。彼らは 20 ムリを、チャル官のクンゲ-ヤ Kungeyaと、(6) オーガラ Oḡalaの手に留めた<sup>73)</sup>。若い羊 9 頭をさらに、チニガと、(7) プラトガが送るべきである。そして、チャシュゲ-ヤが得るべきである。

[以下省略。証人名や文書の書記名などが記載される。]

## 結びにかえて

以上、N. XXIV 出土の「証文文書」25 点を和訳し紹介してきた。これらの和訳に基づいて、文書が遺構内の地面の下に残存していたことには理由があったのかどうかについて若干の考察を以下に加えておきたい。

既に波線で示したように、文書には表書きの人物に対して、「不動産などの所有者となった」、或いは、「不動産などを与えた」といった、文言が確認できる。

ここで、彼らが所有したと思われる不動産などの所有物を列挙すると、「葡萄園 (A, D)」、  
「土地 (B, F, G, H, I, J, M)」、  
「人身 (C, E, K, O, S, T)」、  
「駱駝 (L, P, V)」、  
「羊 (N, R)」、  
「駱駝と人身 (Q)」、  
「駱駝や穀物など (U)」、  
「駱駝や馬など (W)」、  
「貸借物 (X)」、  
「代価と羊 (Y)」、  
が挙げられる。

これらの点から、N. XXIX 出土「証文文書」は、表書きの人物たちにとっての「権利書」、すなわち重要な書類でもあったことが分かる。また、それゆえに、これらの文書が遺構内の地面の下に残存していたと考えることができるのである。

以上、筆者が今後、議論を進めていくための前提作業として、今回は N. XXIV 出土「証文文書」25 点を訳出してきた。そして、この作業の結果として、これらの文書が遺構内の

72) この「負債者となった dharanaga hutamti」という箇所を、Burrow は、'admitted their debt' としている [T. Kh. D.: 117]。ここで逐語訳を行えば、筆者の訳がより適当と思われるが、Burrow 訳を批判することも難しい。この問題については別の機会に論じることにして、今のところは筆者の訳を載せておく。

73) クンゲ-ヤとオーガラという者たちは、スナンタらの取引に際しての仲介人であったと思われる。

地面の下に残存していたことについては少なからず必然性があったことが判明した。以上で、これらの文書と出土遺構との関係の一端を明らかにし得たと考える。今後は、ここに訳出ししてきたものをも含め、さらに網羅的に各遺構内から発見された文書について検討し、それらの文書と、それらが残された遺構との関係について、考察を進めていきたいと考えている。

[付記] 本稿を執筆するにあたって、龍谷大学の間野英二先生、京都大学の赤松明彦先生よりご指導・ご指摘を頂きました。心から感謝申し上げます。

## 参考文献

- 報告書 I : 日中共同ニヤ遺跡学術調査隊『日中共同尼雅遺跡学術調査報告書 第 1 巻』法蔵館, 1996 年
- 報告書 II : 日中共同ニヤ遺跡学術調査隊『日中共同尼雅遺跡学術調査報告書 第 2 巻』中村印刷, 1999 年
- 報告書 III : 日中共同ニヤ遺跡学術調査隊『日中共同尼雅遺跡学術調査報告書 第 3 巻』真陽社, 2007 年
- Kh. I. I : Boyer, A. M., Rapson, E. J., & E. Senart. (trans. & ed.), *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan, Part I.* Oxford, 1920.
- Kh. I. II : Boyer, A. M., Rapson, E. J., & E. Senart. (trans. & ed.), *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan, Part II.* Oxford, 1927.
- Kh. I. III : Boyer, A. M., Rapson, E. J., & E. Senart. (trans. & ed.), *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan, Part III.* Oxford, 1929.
- L. Kh. D. : Burrow, T., *The Language of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan.* Cambridge, 1937.
- Ser : Stein, A., *Serindia.* Oxford, 1921.
- T. Kh. D. : Burrow, T., *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan.* London, 1940.
- 赤松明彦 (2001a) 楼蘭・ニヤ出土カロシュティー文書の和訳『流砂出土の文字資料 —— 楼蘭・尼雅文書を中心に ——』京都大学学術出版会, 81 - 133.
- 赤松明彦 (2001b) 楼蘭・ニヤ出土カロシュティー文書について『流砂出土の文字資料 —— 楼蘭・尼雅文書を中心に ——』京都大学学術出版会, 369 - 425.
- 赤松明彦 (2005a) キラムドラ (楔形木簡) に見る「法」の概念『西南アジア研究』63, 1 - 13.
- 赤松明彦 (2005b) 『楼蘭王国』中公新書.
- Atwood, Ch. (1991) Life in Third-fourth Century Caḍota : A survey of information gathered from north of Minfeng (Niya). *CAJ* 35, 161 - 199.
- Bailey, H. W. (1937) Ttaugara. *BSOS* 8 (4), 883 - 921.

- Bailey, H. W. (1946) Gāndhāri. *BSOAS* 11 (4), 764–797.
- Bailey, H. W. (1948) Irano-Indica I. *BSOAS* 12 (2), 319–332.
- Bailey, H. W. (1949) Irano-Indica II. *BSOAS* 13 (1), 121–139.
- Bailey, H. W. (1956) Iranian miṣṣa, Indian bija. *BSOAS* 18 (1), 32–42.
- Bailey, H. W. (1979) *Dictionary of Khotan Saka*. Cambridge.
- Bailey, H. W. (1982) *The Culture of Sakas in Ancient Iranian Khotan*. Caravan Books Delmer, New York.
- Brough, J. (1965) Comments on Third-century Shan-shan and the History of Buddhism. *BSOAS* 28 (3), 582–612.
- Burrow, T. (1934) Iranian Words in the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan. *BSOS* 7 (3), 509–516.
- Burrow, T. (1935a) Iranian Words in the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan-II. *BSOS* 7 (4), 779–790.
- Burrow, T. (1935b) Tokharian Elements in the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan. *JRAS* 1935, 667–675.
- Burrow, T. (1937) Further Kharoṣṭhi Documents from Niya. *BSOS* 9 (1), 111–123.
- 榎 一雄 (1959) 所謂シノ=カローシュティ-銭について『東洋学報』42 (3), 1–56.
- 榎 一雄 (1965a) 楼蘭の位置を示す二つのカローシュティ-文書について『石田博士頌寿記念東洋史論叢』, 107–125.
- 榎 一雄 (1965b) 鄯善の都城の位置とその移動について (1)『オリエント』8 (1), 1–14.
- 榎 一雄 (1966) 鄯善の都城の位置とその移動について (2)『オリエント』8 (2), 43–80.
- 榎 一雄 (1971) 中央アジア・オアシス都市国家の性格『岩波講座世界歴史 古代6』岩波書店, 327–358.
- Glass, A. (2000) *A Preliminary Study of Kharoṣṭhi Manuscript Paleography*. Master's thesis, Department of Asian Languages and Literature, University of Washington. ([http://andrewglass.org/downloads/Glass\\_2000.pdf](http://andrewglass.org/downloads/Glass_2000.pdf))
- 蓮池利隆 (1996) ニヤ遺跡出土のカローシュティ-文字資料の研究 (1)『報告書 I』, 281–338.
- 蓮池利隆 (1999a) カローシュティ-木簡 —— ニヤ遺跡出土のカローシュティ-文字資料の研究 (2) —— 『報告書 II』, 61–176.
- 蓮池利隆 (1999b) カローシュティ-文字資料と遺構群の関係『報告書 II』, 283–300.
- 市川良文 (1999) ニヤ遺跡をめぐる諸問題 —— 特にチャドータにおける仏教僧の実態を中心として —— 『仏教史学研究』42 (1), 1–37.
- 市川良文 (2001) 職掌からみたカローシュティ-文書中の Cojhbo と漢語の主簿『西南アジア研究』53, 23–53.
- 市川良文 (2002) mahamta- / maha- を冠する Cojhbo 官について『龍谷史壇』118, 1–25.
- 市川良文 (2007) カローシュティ-文字資料について —— ニヤ遺跡出土のカローシュティ-文字資料の研究 (3) —— 『報告書 III』, 187–190.

- 小島康誉・盛春寿・于志勇（2007）日中・中日共同ニヤ遺跡学術調査の概要『報告書 III』 3-13.
- Laufer, B. (1919) *Sino-Iranica*. Field Museum of Natural History.
- 林梅村（1988）『沙海古卷』文物出版社.
- 劉文鎖（2007）『沙海古卷釋稿』中華書局.
- Lüders, H. (1935) Zur Schrift und Sprache Kharoṣṭhī-Dokumente. *BSOS* 8 (2/3), 637-655.
- Lüders, H. (1936) Textilien im Alten Turkestan. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften, philosophisch-historische Klasse*, 3-38.
- Lüders, H. (1940) Zu und aus den Kharoṣṭhī-Urkunden. *Acta Orientalia* 18, 15-49.
- 孟凡人（1999）佐盧文簡牘所記“凱度多”及“阿瓦納”——与尼雅遗址相關遗迹对应關係初探——『報告書 II』, 260-272.
- 長澤和俊（1996）『楼蘭王国史の研究』雄山閣出版.
- Padwa, M. (2004) Kroraina: Settlements in the desert. *The Silk Road. Trade, travel, war and faith*. London, 169-184.
- Pulleyblank, E. G. (1962) The consonantal system of Old Chinese, Part 1. *AM* 9 (2), 58-144.
- 真田康道（1999）1994～97年度における分布調査の結果『報告書 II』, 26-45.
- 真田康道・高橋照彦（1996）1991年～93年分布調査の結果『報告書 I』, 82-164.
- Sims-Williams, N. (2000) *Bactrian Documents I*. Oxford.
- Stein, A. (1903) *Sand-buried Ruins of Khotan*. London.
- Stein, A. (1933) *On Ancient Central-Asian Tracks*. London.
- Thomas, F. W. (1927a) Pravamnaga. *JRAS* 1927, 123-124.
- Thomas, F. W. (1927b) Tibetan Documents concerning Chinese Turkestan. I. *JRAS* 1927, 51-112.
- Thomas, F. W. (1933) Tibetan Documents concerning Chinese Turkestan. VI. *JRAS* 1933, 537-568.
- Thomas, F. W. (1934a) Tibetan Documents concerning Chinese Turkestan. VII. *JRAS* 1934, 249-282.
- Thomas, F. W. (1934b) Some Notes on the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan. *Acta Orientalia* 12, 37-70.
- Thomas, F. W. (1935) Some Notes on the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan. *Acta Orientalia* 13, 44-80.
- Thomas, F. W. (1944) The Early Population of Lou-lan-Shan-shan. *The Journal of the Greater India Society* 11, 51-90.
- Turner, R. L. (1989) *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan languages*. Oxford. (1st ed. 1966).

- Wang, H. (2004) Kharoshthi documents, third and fourth centuries. *Money on the Silk Road*. The British Museum Press, 65-74.
- 山本光朗 (1988) パルヴァータ考『東洋史研究』46 (4), 27-61.
- 山本光朗 (1996) カロシュティール文書 No. 571 について『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』47 (1), 101-111.
- 山本光朗 (1997) カロシュティール文書 No. 580 について『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』48 (1), 97-105.
- 山本光朗 (1999) カロシュティール文書 No. 582 について『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』50 (1), 31-42.
- 山本光朗 (2000) 鄯善国に於けるキルメーチとダジャ——カロシュティール文書 No. 331 と No. 39 の内容から——『内陸アジア研究』15, 9-19.
- 山本光朗 (2002a) カロシュティール文書 No. 714 について『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』52 (2), 27-39.
- 山本光朗 (2002 b) 鄯善 (楼蘭) 国の王権について『西南アジア研究』57, 1-12.
- 山本光朗 (2004) カロシュティール文書 No. 272 について『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』55 (1), 23-34.
- 山本光朗 (2006) 古代中央アジアの鄯善国における裁判制度について『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』56 (2), 97-105.
- 吉田 豊 (2006) 『コータン出土 8-9 世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』神戸市外国語大学 研究叢書 第 38 冊.

(龍谷大学大学院文学研究科)